

クリスタライズスキークラブ規約

2013年10月16日制定
最近改正 2023年10月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、クリスタライズスキークラブ（以下、「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、スキーを通じ会員相互の親睦を深め、仲間づくりに寄与するとともに、スキー技術に関する情報の収集・伝達を行い、会員のスキー技術の向上、発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 毎シーズン 1 回以上、全日本スキー連盟公認指導員による「スキー学校」の開催及び級別テストの実施
- (2) 会員の親睦を図るための行事の開催
- (3) スキーに関する情報の収集及び伝達
- (4) スキー技術の研究
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員はスキーを愛好し、本会の目的及び事業に賛同する者で構成する。

(会員の種別)

第6条 本会の会員の種別は以下のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 家族会員 正会員及び永年会員の2親等以内の家族
- (3) 永年会員 入会15年以上経過した正会員又は家族会員で希望するもの
永年会員を希望した場合、クラブ行事への参加は一般参加者と同料金とする。

(入会)

第7条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に届出し、理事会の承認を受けなければならない。

(退会)

第8条 会員が次の各号に該当する場合は退会とする。

- (1) 会員が所定の更新手続きを行わず、退会の申し出があった場合
- (2) 正当な理由なしに年会費が指定期日までに納入されなかった場合
- (3) 会員が死亡した場合

(除名)

第9条 本会の名誉を著しく傷つけ、信用を失墜させ、本会の目的から逸脱する行為があった場合は、理事会の決議を経て当該会員を除名することができる。

(表彰)

第10条 理事会は、本会の発展に貢献した者を功労者等として表彰することができる。

第4章 役員等

(役員)

第11条 本会には、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 役員は会員から公募を原則として、理事会が委任する役員選出委員会の選任に基づき、理事会の決議を経て、総会において承認を受けなければならない。

4 役員選出委員会の委員は、会長及び副会長並びに理事会が委任する顧問1名によって構成する。

5 任期途中で役員が退任した場合は、必要に応じて後任役員を選任することができる。

6 前項に定める後任役員は理事会の決議によって選任することができる。ただし、任期の残任期間が1年以上ある場合は、選任後最初に開催される総会で承認を受けなければならない。

7 監事は理事を兼ねることはできない。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。但し、重任を妨げない。

2 第12条5項による役員任期は、前任者または他の現任者の残任期間とする。

(役員任務)

第14条 理事は理事会を構成し、規約の定めるところにより職務を執行する。

2 会長は本会を代表し会務を総理する。

3 副会長は理事会の運営を統括するとともに、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

4 監事は理事の職務執行を監査し、監査報告を作成する。

5 監事は必要があるときは、理事会に出席し意見を述べることができる。

(顧問)

第15条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問はスキーに関し特に理解を有する者の中より理事会の決議により会長がこれを委任する。

第5章 会計

(会費)

第16条 本会の会費は次のとおりとする。

(1) 入会金

2,000円(再入会の場合は不要とする)

(2) 年会費

正会員 : 4,000円

家族会員：3,000円

永年会員：2,000円

- 2 年会費はクラブ総会前の指定期日までに納入するものとする。
- 3 新規入会希望者については、入会金のみ徴収し、入会年度の年会費については、これを免除する。但し、新規入会希望者が入会年度にSAJ登録を希望する場合は、入会金と年会費を徴収する。
- 4 再入会者については、入会金は徴収しないが再入会年度の年会費は徴収する。
- 5 第3項及び第4項において、事業年度途中で年会費を徴収する場合は、入会時にこれを徴収するものとする。
- 6 事業年度途中で会員が退会した場合、年会費の返金は行わない。
- 7 行事案内、連絡等を郵送で行っている会員は、郵送料として1,000円別途徴収する。ただし、この対象者は平成23年10月現在認められた会員に限る。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第18条 本会の事業計画、収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第19条 本会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を経て、総会へ提出し承認を受けなければならない。

第6章 総会

(構成及び権限)

第20条 総会は全ての会員をもって構成する。総会の議長及び書記は出席した会員の中から選出する。

2 総会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の変更

(開催)

第21条 総会は毎年1回以上会長が招集し、開催日の20日前までに開催日、開催場所、議案を明記した案内を会員に通知しなければならない。

2 総会の開催通知は書面のほか電磁的方法により通知することができる。

3 やむを得ない理由により集合による総会を開催することができない場合は、電磁的方法を用いて開催することができる。

4 前項に規定する電磁的方法による総会の開催方法及び決議方法については、理事会の決議に基づき会長が別に定める。

(定足数)

第22条 総会は会員の過半数の出席（委任状も含む）がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 総会の決議は出席した会員の過半数をもって行う。可否同数のときは議長がこれを決議する。

2 前項の規定にかかわらず、規約の変更の決議については、規約第31条の規定によるものとする。

3 やむを得ない理由により会員が総会に出席できない場合は、表決を議長に一任することができる。

(議事録)

第24条 総会の議事については、議事録を作成し保存する。

第7章 理事会

(構成及び権限)

第25条 理事会は全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会は次の職務を行う。
 - (1) 会長、副会長の選定及び解職
 - (2) 理事、監事の選任・推薦
 - (3) 会員の入会の承認
 - (4) 事業計画及び収支予算の承認
 - (5) 事業報告及び収支決算案の承認
 - (6) 本会運営に必要な業務執行
 - (7) 会員の除名の決議

(開催及び議長)

第26条 理事会は必要に応じ会長が招集する。

- 2 理事会の議長は会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるときは、出席した理事の中から互選で定める。
- 3 理事会の開催通知は電磁的方法により通知することができる。
- 4 やむを得ない理由により集合による理事会を開催することができない場合は、電磁的方法を用いて開催することができる。
- 5 前項に規定する電磁的方法による理事会の開催方法及び決議方法については、理事会の決議に基づき会長が別に定める。

(決議)

第27条 理事会は理事の3分の2以上の出席（委任も含む）をもって成立とし、議事は出席した理事の過半数をもって決議する。可否同数のときは議長がこれを決議する。

- 2 理事がやむを得ない理由により理事会に出席できない場合は、表決を議長に一任することができる。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、議事録を作成し保存する。

第8章 情報の公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第29条 本会は、公正で開かれた活動及び運営を推進するため、その活動状況、理事会議事録等を本会のホームページにて会員に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第30条 本会は、事業執行上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 本会はクラブ入会時及び会員継続時に以下の情報を収集する。
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 住所
 - (4) 電話番号
 - (5) 電子メールアドレス
- 3 クラブ行事等において、上記情報以外に緊急連絡先として家族等の連絡先情報を集めることができる。
- 4 収集した個人情報は、個人情報保護法及びその他関係法令に基づき、適正な取り扱いをするとともに、クラブ運営に必要な目的以外に使用しない。
- 5 会員名簿は原則非公開とする。

第9章 規約の変更

(規約の変更)

第31条 この規約は、総会において出席した会員の3分の2以上の決議をもって変更することが出来る。

第10章 補則

(委任)

第32条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

附 則

この規約は、2013年10月16日から施行する。

クリスタライズスキークラブ規約（1979年5月制定）は廃止する。

附 則

この規約は、2016年10月4日から施行する。

附 則

この規約は、2018年9月30日から施行する。

附 則

この規約は、2020年10月4日から施行する。

附 則

この規約は、2022年10月2日から施行する。

附 則

この規約は、2023年10月1日から施行する。